

# 建設委員会記録

[第3日目]

1 日 時 平成30年3月20日（火曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午後 0時 5分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 9人

委員長 横野 昭

副委員長 尾上 一彦

委員 岡部 享

// 石森 正二

// 押田 大祐

// 金井 毅俊

// 松井 桂将

// 村家 博

// 五本 幸正

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【上下水道局】

上下水道局長	浅地 暁夫
上下水道局次長	黒田 和幸
上下水道局次長（技術担当）	黒瀬 裕治
経営企画課長	石金 俊介
契約出納課長	中村 忠成
参事（流杉浄水場長）	中村 純一
料金課長	横井 浩伸
給排水サービス課長	五十嵐 進
水道課長	山崎 耕一
下水道課長	高尾 輝彦
上下水道施設管理センター所長	福澤 幸二
東上下水道サービスセンター所長	五十嵐 健治
西上下水道サービスセンター所長	深川 俊二
浜黒崎浄化センター場長	橋谷田 安広
経営企画課長代理	大島 聡
経営企画課主幹（調整担当）	金井 誠

### 【建設部】

建設部長	帯刀 宏隆
建設技術統括監	植野 芳彦
建設部次長	中田 信夫
建設部次長（技術担当）	山元 政彦
参事（設備担当）	永川 武
建設政策課長	金山 英樹
道路河川整備課長	酒井 正道
道路河川管理課長	奥田 孝治
橋りょう保全対策室長	深山 隆
公園緑地課長	笹岡 寛
防災対策課長	前田 剛
市営住宅課長	中村 敏之
営繕課長	佐藤 英子
土木事務所長	高松 信太郎
土木事務所管理課長	増山 和弘
土木事務所建設課長	渡辺 政司
建設政策課主幹（調整担当）	高場 英人

## 6 職務のため出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課長	福原 武
議事調査課主任	金井 沙織
議事調査課主任	河原 絢加

## 7 会議の概要

委員長 予定の時間よりも若干早いですが、ただいまから、建設委員会を開きます。

〔傍聴の申込み（1名）について諮る

…許可〕

委員長 これより、上下水道局所管分の議案の審査を行います。

議案第18号 平成30年度富山市水道事業会計予算、

議案第19号 平成30年度富山市工業用水道事業会計予算、

議案第20号 平成30年度富山市公共下水道事業会計予算、

議案第54号 富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

以上4件を、一括議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

上下水道局長 〔挨拶〕

上下水道局次長 〔議案説明資料により説明〕

委員長           これより、質疑に入ります。  
                    質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、これをもって、議案の質  
                    疑を終結いたします。  
                    これより、議案第18号から議案第20号ま  
                    で、議案第54号、以上4件を一括して討論  
                    に入ります。  
                    討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           討論なしと認めます。  
                    これより、議案第18号から議案第20号ま  
                    で、議案第54号、以上4件を一括して採決  
                    いたします。  
                    各案件は、原案のとおり決することに御異議  
                    ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           御異議なしと認めます。  
                    よって各案件は、原案可決されました。  
                    以上で、上下水道局所管分の議案の審査を終

いたします。

ここで、上下水道局長より、上下水道の料金改定の件に関して、発言を求めます。

上下水道局長 〔上下水道の料金改定について発言〕

〔資料配付〕

委員長 ただいまの御説明について、何か質問はありませんか。

尾上委員 仕方のないことなのかなとはいうふうには思うのですが、来年度の予算にも出ていましたが、例えば下水道の熱を利用した取り組みだとか、浜黒崎浄化センターの消化ガスの利用だとか、そういった熱を売る、ガスを売るといったことを通して、もう少し収益を得るような取り組みを積極的にしていただきたいと。今の段階での推測なので、なかなかわからないところもあるとは思うのですが、何とか値上げ幅を縮小できるような取り組みをしていただきたいと考えているのですが、何か御意見がありましたら。

上下水道局長 当然のことでございますが、これまでもいろいろな事務の見直し等、効率化を図りながら、

経費の節減に努めてきたところでございます。それで、今ほどおっしゃった消化ガス発電におきましては、約1億円程度の収益を見込んでおります。そういったもので利益が出た場合、今後の建設資金に積立てていくということは、本会議で答弁させていただいた内容でございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、処理場を改築したときに200億円、300億円がかかるということであれば、そうした財源を確保するという努力は必要なのですが、恐らく、もはやレベルの違うところだというふうに考えております。そうした努力は確かに必要なのですが、そのほかに、こうした料金改定という部分は避けては通れないだろうなというふうに考えております。その辺もあわせて一例えば何が一番問題かと言いますと、ここ数年を見てみますと、やはり水需要がどんどん減っていているということが根本的な問題なのです。それで、何とか水需要を増やす方策はないものかということで、いろいろと考えているのですが、なかなかこれといったものが思い浮かばないところでありまして、これも答弁の中でお話させていただいたのですが、例えば今はどちらかと言いますと、地下水に頼っている部分が非常に大きいのですね。今の水道料金

というのは、使えば使うほど料金が高くなる逓増度という制度になっているのですが、こちらの上がる率をもう少し緩やかにして、たくさん使ってもあまり料金が変わらないという料金体系にすれば、もう少し使用量が増えるのではないかと。要はこれまで地下水のほうに流れていった方々が、水道水のほうに戻ってくるような努力が必要なのではないかというふうに実は考えております。もう一つは、例えば一つの社会現象といたしまして、最近コインランドリーが市内にもものすごく増えておりまして、倍くらいに増えたということが先日の新聞で報道されておりましたが、コインランドリーにつきましては、多分ほとんどが地下水を汲み上げて、事業をしておられるということなのですね。そのコインランドリーを一般家庭の方々が利用されるということは、それだけ自宅で水道水による洗濯をやめて、地下水のほうに流れていってしまうということになりますので、どうしても、そういったことを食いとめていきたいという部分があります。どうすれば自宅で安価に大量の大量のというのはおかしいですけれども、たくさんの水を使っていただけかというようなことも考えていかなければいけないと。これも料金改定とあわせて、そうした料金体系

も検討していく必要があるだろうというふうに考えております。今ほどおっしゃいました、財源を確保するということにあわせて、どうすれば使用水量をもう少し増していけるかという方策を検討していく必要があるというふうに考えております。

押田委員

流杉浄水場で30億円から50億円、そして浜黒崎浄化センターで200億円から300億円という費用がかかると。皆さんに給排水するためにはどうしても必要なものということで、致しかたないことだとは思いますが、先般、北陸電力から電気料金の値上げも発表され、そして平成34年からということになりますけれども、水道料金も上がるということになると、市民生活に大分影響があると思うのです。かと言って、やらないといけない。問題は上げるパーセンテージなのですが、平成32年に取りまとめ、市民に説明するという話があるのですけれども、今の段階で言える、おぼろげな上昇のパーセントはどれくらいなのか。今だって、かかる費用が出ているのですから、多分試算は持っておられると思うのですよ。どれくらいを考えて、この試算をしておられるのかもあわせて教えてください。



上下水道局長 数字がひとり歩きしては困りますので、ちょっと具体的な数字は差し控えたいと思っているのですが、ただし、今おっしゃいますようにこの段階で改定するという事は、やはり激変緩和を避けるという意味合いが強いのですね。施設整備の直前に上げるというような方法もあるのですが、そうすると非常に負担が大きくなるものですから、少しでもその前の段階からそれに向けて積み立てていくという方法が市民の方々の負担が少ないだろうという思いの上で、先を見越した改定というものを考えているということでございます。

押田委員 今の説明で十分わかりました。激変を防ぐという言葉で全てわかりました。けれども、やっぱり心配なのはライフラインに関わることなので、できるだけ費用を抑えていただきたいというふうに思います。

五本委員 私は当選して間もなく、あそこの本管の中に、トロッコに乗って入ってきました。老朽化も進んでいるとなると、今の敷地内で、200億円、300億円がかかるのはわかるけれども、その敷地内で工事ができるのかできないのか。まずそこら辺はいかがですか。どう考えておられますか。

上下水道局長 いろいろなパターンを考えてみたのですが、工事費を安くするにはどうすればいいかということなのですね。この200億円、300億円というのは用地の代金は入っておりませんので、新たに用地を求めてということになりますと、さらにこの金額が膨れ上がる可能性があります。それで、今いろいろと研究をしておりますと、全国でも用地が思うように確保できないという事例がたくさんありまして、現在の施設を稼働しながら、少しずつ部分的に更新をしていって、更新したらその部分を壊す、そしてまた更新していくという工法—そのかわり、そうした場合は工期が少し長くなる可能性もあるのですが、現在そのような方法が国内各地で進んでいるというふうに聞いております。結果的に工期が長くなるだけ割高にはなると思いますが、それが果たして用地を新たに買い求めた場合の経費と比べてみてどうかというようなことも、検討の必要があらうかと思えます。いずれにいたしましても、この200億円とか300億円というのは本当に概算でございますが、順次更新していったそのくらいということなのですが、新たに用地を求めて、そこに新設した場合はどれだけになるのかというような検討もあわせて進めていく必要があらうかと思いま

す。

五本委員

おっしゃるとおりなのです。地域の方々による協議会がありますよね。あの中から勝手な話が出るものですから。恐らく三、四年したらかなり老朽化が進むということで、西側の土地を求めていけばいいのではないかという話が飛び交っていて、西側の方々は期待するわけですよね。自分のところの田んぼが買ってもらえるのかという話になってきています。そういう話がひとり歩きしておりまして、いざ聞かれても何も言えないと。まだ5年か10年は大丈夫でしょうと言って逃げているわけですがけれども、そういう話は協議会で出ているのですか。首を振っておられるということは出ているということですね。

上下水道局長

実は先日その協議会がありまして、私も出席しておりまして、やはりそのような声が出ました。その役員の方々も、地元からいろいろと聞かれるのだと。市はどのようなスタンスでいるのか、それだけでも聞かせてくれという御意見でした。ですが、やはりその整備計画を立てることがまず第一なので、現段階では新たに用地を求めるとか、そういうことについては申し上げられませんが。平成34年4

月をある程度の1つの区切りとして考えておりますので、もう二、三年お待ちくださいということで申し上げてきました。

五本委員

そこまでおっしゃるので、私もはっきり申しませんが、もう今任期で引退しますから、平成33年には私はもう議会におりません。是非かわからない話ですけれども、西側の地区に、来年度、町内消雪が入るのですよ。そうしたら、一部の役員の方から、これは上下水道局がいずれそういうことも見越して一私のところの土地を使わないとできないだろうと。だから、補助金が出ているのではないかと、こんなうわさが飛び交っていて、そうすれば、出ていないほうでまたトラブルになりますよね。間に挟まれたので、今申し上げましたように、そのときは私はおりませんから堪忍してくれと逃げてきましたが、そういう話が出ているのですかね。

上下水道局長

スタンスだけでもはっきり言ってくださいということは先日も言われましたが、やはり現段階では基本的な整備計画をつくっておりませんので、もう二、三年はお待ちいただきたいということを申し上げてまいりました。

五本委員 わかりました。

石森委員 10年間の予定、計画が出ているのですけれども、水道事業の場合、営業外収益として10億円をずっと見込んでおられるのですが、内容的には水道の加入金だとか、長期前払金の戻し金を含む—こういうものが営業外収益にずっと入ってきて、10年間でこれだけ安定的にとというのは、ちょっと通常の企業から見るとなかなか理解できない部分があるので、ちょっとその部分について説明をしていただければと思います。

経営企画課長 営業外収益につきまして、水道事業ですが、今ほどおっしゃられましたとおりの内容です。中身的には一般会計からの繰入金、長期前受金—これは過年度交付を受けました国庫補助金を費用化して、減価償却とあわせて収益として計上しており、あと水道加入金が主な内容となっております。御指摘のとおり、水道加入金につきましては、人口減ということで、大体年々減っていくというふうに見込んでおりますが、今ほど申し上げました繰入金のほうは山田・細入地域の旧簡易水道の元利償還金に対する繰入金なものですから、元利償還が続く限り、入ってまいります。そういう意

味で安定して入ってくるということです。長期前受金につきましても過年度の簡易水道の補助金の分を収益としてあげていくということですので、これも安定的に入ってくるという段取りになっております。ですから、内容につきましてもは安定しているというようになっています。

委員長           ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           ほかにないようですので、この程度にとどめます。

次に、上下水道局所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

尾上委員        民間事業者の試算なので細かいところはあるのかどうかというのはわかりませんが、下水道用マンホールのふたのうち、国が定める標準耐用年数を過ぎて、老朽化のおそれがあるものが、全国で、全体の2割に当たる300万個あるというような新聞報道がありました。本市の状況について、少しお聞かせいただければと思います。

下水道課長 当市におきまして、マンホールの数は約7万  
個ございます。耐用年数の30年につきまし  
ては一老朽下水道管の改築工事とあわせまし  
て30年以上たったものについては随時点検  
をしておりますし、施設管理センターのほう  
でパトロールし、点検等についても5年で1  
周りとするといった中で、すり減って、交通に  
支障のあるものについては随時交換をしてお  
ります。当市においては新聞報道にあったよ  
うに、つるつるになったマンホールはないも  
のというふうに思っております。

尾上委員 ありがとうございます。特に車道にあるもの  
については、スリップもさることながら、マ  
ンホールのふたはそもそも鋳物で、とても衝  
撃に弱いと思っているので、万が一割れて車  
が落ちる一落ちると言っても全部が落ちるわ  
けではないですけれども、タイヤが落ち込む  
とか、そういったことのないように十分留意  
していただきたいというふうに思います。よ  
ろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、上下水道局所管分を終了いたします。  
ここで、本年度をもって退職されます局長から一言お願いします。

上下水道局長   〔挨拶〕

委員長            それでは上下水道局の皆さんは、退室願います。  
説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔上下水道局退室／建設部入室〕

委員長            これより、建設部所管分の議案の審査を行います。  
議案第1号 平成30年度富山市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第8款土木費中、建設部所管分、第11款災害復旧費中、建設部所管分、第2条継続費中、第8款土木費、第3条債務負担行為中、建設部所管分、  
議案第17号 平成30年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算、  
議案第53号 富山市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第59号 市道路線の認定及び廃止の件、



以上4件を、一括議題といたします。  
順次、当局の説明を求めます。

建設部長           〔挨拶〕

建設部次長       〔議案第1号中  
建設部所管分の概要について、  
議案第17号の概要について、  
議案書及び議案説明資料により説明〕

営繕課長           〔議案第1号中  
土木一般管理費について、  
議案説明資料により説明〕

防災対策課長     〔議案第1号中  
防災事務費について、  
議案説明資料により説明〕

道路河川管理課長 〔議案第1号中  
雪対策事業費について、  
リフレッシュ事業費について、  
サンライト事業費（債務負担行為）について、  
街路樹管理費について、  
議案書及び議案説明資料により説明〕

道路河川整備課長 〔議案第1号中

市道整備事業費について、  
県単独道路改良事業等負担金について、  
私道舗装補助事業費について、  
河川水路整備事業費について、  
浸水対策事業費について、  
火防水路改良事業費について、  
急傾斜地崩壊対策事業費について、  
街路整備事業費（継続費）について、  
道路景観形成事業費について、  
道路橋りょう災害復旧事業費について、  
議案説明資料により説明]

建設政策課長 〔議案第1号中  
県単独道路改良事業等負担金について、  
道路計画費について、  
河川水路計画事業費について、  
街路整備事業費について、  
議案説明資料により説明]

橋りょう保全対策室長 〔議案第1号中  
橋りょう維持補修事業費について、  
議案説明資料により説明]

公園緑地課長 〔議案第1号中  
公園管理費について、  
公園整備事業費について、

花と緑の推進事業費について、  
呉羽丘陵整備事業費について、  
ファミリーパーク費（債務負担行為）について、  
議案説明資料により説明]

市営住宅課長 〔議案第1号中  
市営住宅リフォーム事業費について、  
市営住宅バリアフリー化事業費について、  
借上市営住宅事業費について、  
公営住宅建設事業費（債務負担行為）について、  
議案第17号について、  
議案説明資料により説明]

公園緑地課長 〔議案第53号について、  
議案説明資料により説明]

建設政策課長 〔議案第59号について、  
議案書により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

石森委員 議案説明資料51ページをお願いします。松川桜並木保全事業費ということで、ここに出

ていましたので、ウォーキングをしてきました。大分桜のつぼみが膨らんでおりますが、平成30年度の範囲のところですが、見てみますと桜の枝等が結構、添え木で持ち上がっているのです。今の裸の状態から、だんだん葉がついてくると下がってくるということで、この地域から出ている我が会派の人が、この地域の人から、結構いい場所なのだけれども、危険な感じもすると。街路樹全般に言えることですが、根っこが非常に伸びていて、歩道が持ち上げられているというところがあちこちにあって、実際に歩いてみるとそういう箇所があるということです。そういったところの整備といいますか、歩くと非常に景色がいいものですから、ついつい前のほうを見ているとつまづいたりということもあって、保全事業ということですので、そういった面も考慮していただきたいというのが住民の要望であります。それと、市ではないのですが、水路側の法面の近くに行くと、今はないのですが、時期になると非常に草が伸びているということです。これは県の関係なので、お願いになるのですが、県とぜひしっかりとコミュニケーションを図っていただいて、せっかく皆さん楽しみに歩いている方が多いので、そういった面を

含めてお願いをしたいの思うのですが。

公園緑地課長　まず、枝が垂れ下がるという件ですが、基本的に今おっしゃられた場所については年齢的には市役所の付近よりは高いです。ですから、そういった事象があらわれているのかと思いますが、基本的に剪定できるもの一要素は簡単に剪定できるものは剪定いたしますし、幹等で残すべきものについては支柱を立てて、歩行者に影響のないように一実際、今も立てておりますので、今後もそういう状況になれば対応はしていきたいと思います。あと、根っこにつきましては、現在松川公園ではあまりそういう要望等はございませんが、以前、いたち川公園ではそういう事象が結構ございまして、根切りをして、実際に樹木医の方に見ていただいて、木に影響が出ない形で処理した例はございます。今後、松川公園につきましては我々も日々点検しており、認識はしておりますので、対応できるものについては、緊急性、危険度が高いものから、できるだけ対応していきたいと思います。あと、法面の草についてはおっしゃられるとおり、県の管理区分でございます。実際は公園と河川で管理の仕方、やり方が違いますので、その辺は各管理者で責任を持ってやるべきものと考え

ておりますが、またこちらからも要請はしたいと考えております。

石森委員 桜ということで、普通の剪定とは違って、バサバサというわけにはいかないというのは私たちも承知しているのですが、やはり幹を含めて枝も相当細くなってきている部分があります。専門の業者が判断をすることも多いと思うので、間違ってもけがのないように一せっかく楽しみに来たのにけがをするというのは非常に困るので、そういった面も含めて、これからも管理をお願いしたいと思います。

松井委員 議案説明資料8ページをお願いします。サンライト事業費ですが、防犯灯のLED化について、今ほど道路河川管理課長から説明をお聞きしましたが、LED化についてはここ4年か5年ほど前から各会派から一今回、民間のESCOを利用した債務負担行為を設定しているということですが、まず対象となるのは何カ所になりますか。

道路河川管理課長 正確には申し上げられませんが、5万8,000灯程度と承知しております。

松井委員 先ほど話を聞き漏らしたのかもしれないです

けれども、今年度は何力所される予定なのですか。

道路河川管理課長 今年度といたしますか、来年度に施工業者を選定しまして、まず1年間をかけて全部をLED化してまいります。LED化すると、その分の電気代がどんと下がるので、その電気代などを財源として10年間で払っていくことができます。このESCO事業を活用すると、一気にかえることができ、以前と費用負担は変わらない状態で全てが更新できるため、このESCO事業を採用して更新するということです。

松井委員 今は既にLED化されている防犯灯がありますよね。これはどういうふうに管理を一今までどおり一緒ですか。

道路河川管理課長 それについても一旦ESCO事業者にお預けするといえますか、管理していただくこととなります。

松井委員 ということは、ともかく管理も全て任せてしまうという考え方でいいですか。

道路河川管理課長 灯具については全てお任せするのですけれど

も、立っている柱ですとか、そういうものの管理などは市のほうに残りまして、一旦灯具の部分については外注するというか、事業者のほうにお願いするような形になります。

尾上委員

後戻りして申しわけないのですけれども、松川桜並木保全事業の件で、これによって、桜の延命化が図られるということを目的としているというふうに思うのですけれども、そうは言っても寿命があって、いずれは枯れるか、根本から切らないといけない時期が来るのだというふうに思うのですが、先ほど、この辺より、今対象になっている地域の樹齢のほうが高いというふうなお話もありました。せっかく「日本さくら名所100選」にも選ばれているので、将来的な植えかえができるのかは私は専門家ではないのでわかりませんが、どのようなことを考えておられるのか、もし案があれば教えていただきたいのですけれども。

公園緑地課長

今回の松川桜並木保全事業につきましては、昨年度までは樹勢回復事業ということで、やっておりました。予算的には300数十万円だったのですが、この区間は総数が470本ございまして、このペースでいくと、今議員



がおっしゃられる延命化がなかなか難しいかなと。実は弘前市のほうで枯れ枝を思いっきり切って、さらに土壌改良をしまして、実際に140年もっている桜の木がございます。今、松川桜並木につきましては60年から90年が経過しております。通常の寿命は、70年と言われておりますので、既に寿命には達しているのですが、我々とすれば弘前方式をもっと活用して延命化を図りたいというふうに考えております。実際に、新しい木を植えても、実際に10年前ほどに植えたものがあるのですが、いや地といいまして、なかなか育たない、うまく成長しないということがございます。例外もあるのですが、我々とすれば、できる限り現在の470本を延命化したいと、「日本さくら名所100選」が将来的にも続くように維持していきたいというふうに考えております。

尾上委員

わかりました。昔のことわざで「桜切るばか、梅切らぬばか」という言葉があって、桜は非常に剪定に弱いというように言われていたが、今の技術だったら全然そんなことはなく十分にできるのだというふうに思います。そうは言っても、今から50年後くらいにはひょっとしたらだめになる桜もあると思うの

で、現実的に何か策を練っていただきたいというふうに思いますし、私が聞いたところだと桜の後に桜というのはなかなか植えられないという話を聞いたこともあるものですから、この名所を絶やすことないように努めていただきたいというふうに思います。ほかにも市の管轄なのかどうなのかわかりませんが、富山市には塩の千本桜だとか、あちこちに桜の名所があると思うのですけれども、そこら辺の考え方はどうなのですか。

建設部長

今ほど、いわゆるいや地ということで、一回植えられた桜の近辺にもう一回植えてもなかなか育たないということがあるのですけれども、そういったことで、松川を永遠に桜の名所にするのは恐らく難しいだろうというのはこれまでも随分言われてきたことでありまして、やっぱりそれにかわる桜の名所もこれから準備していかななくてはいけないのではないかというようなことを、我々はこれまで話してきました。その中の1つとしましては、稲荷公園の桜が徐々に大きくなってきましたので、皆さんに親しんでいただけるようになるのではないかと考えていますし、あと呉羽山のほうにもかつて桜があって、そこにもまだまだ増やせるところがありますので、そうい

ったところにも増やしながらいとは言いながら、松川の桜並木にはなかなか勝てないというのが現状かなと思っております。松川については、できる限り残せる工夫は我々の世代でやっいていこうと、次の世代には新しいそういったところも残せるようにしていきたいと思っておりますので、今後も引き続き御指導いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

尾上委員 先ほど言った塩の干本桜とか、あの辺はどうなるのですか。市の管理ではないのかもしれませんが。

委員長 議案に関係ないことは外してください。ほかにありませんか。

石森委員 議案説明資料53ページをお願いします。住宅管理費の中の25番の市営住宅リフォーム事業費について、500万円の事業費を見ておられますけれども、20年以上経過した中高層団地ということで、このリフォームの中に障害者に対する対策を含めたものがあるのかどうかをお聞きしたいのですが。

市営住宅課長 このリフォームには、障害者に対するものは

ありません。ただ、その下に記載してあります、バリアフリー化事業については障害者、高齢者に対する事業費となっております。市営住宅におきましては、障害者に対する対策といたしまして、特に住宅確保に配慮が必要と考えられる障害者以外に、高齢者及び母子家庭、父子家庭を対象として市営住宅の優先枠というものを233カ所設けておりまして、人数にあわせまして住宅を整備し、入居案内をしているところでございます。障害のある方につきましては、それぞれ程度等が違いますので、個別の特性などによって全ての要望に応えることはできない状態です。それで、個別の障害特性に合わせた改修については原状復帰をしていただくことを前提に改修を認めております。障害福祉課に在宅重度身体障害者住宅改善費補助金というものがございまして、障害福祉課と連携して、そちらのほうを活用して、個人的に改修していただくという形をとっております。

石森委員

どういった場合にどういう要望があるのかは何とも言えないのですが、この下に記載してある市営住宅バリアフリー化事業費のところは1階云々と載っているのですけれども、なかなかそういう方々は2階より上には住まな

いと思うのです。ぜひそういった場合の対応—入居されるときとか、現在入居されている方の意見等も聞いていただいて、対応していただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

押田委員

議案説明資料23ページの除雪情報システム導入業務について、いわゆるGPSを活用した除雪機械の運行管理ということなのですが、このことについてお聞きします。GPSを導入するということなのですが、今までどのようなシステムを使ってきたのか、またデメリットが出てきたため、その対策としてこのGPSを入れるということなのでしょうけれども、GPSのメリットとはどのようなものなのかということをお教えください。

建設政策課長

除雪システムについてですが、これまでの除雪委託業者の運行管理の方法といたしましては、タコメーター—除雪機を動かしたときのエンジンの動きですけれども、円盤のアナログ方式なのですが、そのタコグラフがどう動いたかを記録する機械がありまして、その機械をそれぞれの除雪機械につけて、エンジンが動いた時間で除雪の時間を把握しておりました。それだと何が都合が悪いかと言います

と、アナログ方式ですからオペレーターの方が一々設置して、セッティングしないといけないということと、除雪機械が動いた時間はわかるのですけれども、どこに行ったのかということがわからないということでもあります。今回の除雪情報システムGPSを活用したシステムを導入いたしますと、位置情報ですから、どの時間にどの路線、どの範囲を除雪したかということがデータで収集でき、除雪車の動きが位置情報として記録されます。この方法を取りますと、どの時間でどの機械がどう動いたかということがわかりますので、より効率的な運行経路があるのではないかとか、もっと効率的な除雪エリアにできるのではないかという検討ができるというメリットがございます。市民にとりましては、このシステムにより、除雪作業の迅速化ですとか除雪経費の縮減などの効果が期待できると思っております。

押田委員

今の話を聞くと、今はアナログのタコメーターの円盤みたいなものをお持ちいただいて、アナログですから、市の職員が手作業で計算か何かをしていたけれども、今度はGPSですからデータとして情報が一元管理されるということだと認識しました。かなり市の職員

の負担軽減になるなということと、先ほど言われた市民に寄与されるということがわかりましたので、すばらしいものだと思います。あと、この除雪に関する話ですけれども、除雪業者は建設業者が非常に多いという話を聞いております。除雪のクオリティーが非常に高いのですけれども、建設業者がだんだんだんだん衰えてくると市民生活に多大な影響を与えたいと思います。本会議において当会派の柞山議員が質問したと重なる部分もあるので、除雪に対して、これからの除雪業者の確保というか、担い手対策というか、労働力確保についての市の施策を聞かせてください。

道路河川管理課長

今年度も本市から除雪の作業を依頼しております事業者といたしましては、委員御指摘のとおり、やはり建設業者の方が非常に多く、クオリティーも高いということで、建設業者の方は普段の業務でそういう作業にならなければならないものから、技能としても非常に高いと認識しております。そういう方たちが主力となってやっていただくということは非常にありがたいことだと思っておりますが、ただ、その業者さんの数も次第に減っているということがございます。これまでも運送業

者や営農組合の方などにも除雪を依頼して受託をしていただいております。基本的には除雪機械を運転できるオペレーターを有しておられます。除雪単価等の一定の条件を満たした事業者の方であれば、除雪作業の受託が可能であることから、新規参入の希望があれば条件を確認するなどをして情報収集などにも努めてきております。門を開きながら、業者の方の確保に努めてきているところでございます。今後とも道路除雪に支障がないように、除雪業者の確保には努めてまいりたいというふうに考えております。

押田委員

わかりました。このGPS導入も含めて最終的には市民のためになれば一また、建設業者は地域の防災力の担い手でもありますので、地域のためにも両輪でやっていただけるようによろしくお願いいたします。また、雪が降る、降らないで待機しておられる方もたくさんおられますので、作業員に対する補償や手当などにも御配慮をいただけるようお願いしておきます。

金井委員

議案説明資料55ページの市営住宅の月岡団地について、先ほど第2期工事で40戸が完成し、全ての部屋が埋まったということで、



次は第3期工事に入るということです。私は月岡に行ったことがないので知らずに質問しますが、私のところの近くにある、高原町あるいは中市の市営住宅は5階建てです。かなり空き室があると。そして4階、5階になるとかなり階段が苦しくて、申し込んでも入りたくないということで、新しいところには入るのですが、城村団地のほうはもう入居の募集はしていないと。富山市では月岡もそういうような位置状況にはあるのですが、新しいときには入ると思うのですけれども、だんだん年数がたつと一例えば入居者のためのエレベーターだとか、そういうものを加味した計画になるのかどうかというのを聞きたいのですけれども。

市営住宅課長 今現在、公営住宅法の中に、4階建て以上の建物にはエレベーターをつけなさいという基準がありますので、月岡団地にはエレベーターはついております。2階建ての低層についてはつかないという形です。委員の言われました高原町あるいは中市の市営住宅は、公営住宅を建てるときにエレベーターの基準がございませんでした。ですから、エレベーターがついておりません。高原町も中市も階段式の住宅なもので、エレベーターをつける場所

自体がないような構造になっております。ですから今、高齢者の方が1階、2階に住みたいと言われる希望が多いので、上層階が空いている住宅は多いです。ただ、高原町、中市につきましてはそんなに空室がない状態でございます。月岡団地に関しては今後新しくつくるものに対してはエレベーターがつくというような形になります。

岡部委員

議案説明資料45ページの道路景観形成事業の関係ですが、綾田北代線の永楽町から東側の道路の電線を地中化するという事で予算化されていますが、これは基本的に単年度で全て行うということで理解していいのですか。

道路河川整備課長

これは来年度分です。当面、事業は継続します。今、ライトレールの複線化の工事がありまして、ふくそうする部分はかなり進捗を上げて平行してやっていたので、それが一段落ついたものですから一具体的には南側の歩道部分とか、これから電線管理者さんとか通信会社さんが入線されましてから、今度は電柱を抜くという作業があります。それが終わってから舗装ということなので、まだあと数年かかるような状況になります。

岡部委員

地元の交通安全協会からも、電柱が邪魔で横断歩道が渡りにくくなっていて、非常に危険だということで指摘を受けておりまして、道路河川管理課さんともいろいろと相談をされていて話を聞かせてもらっていたのですけれども、ぜひ早い進行をお願いしたいと思います。もう一つ、議案説明資料25ページの八田橋架替事業の関係ですけれども、これについてかなり時間を要している一橋の架けかえというのは時間がかかるのだろうと思いますけれども、2期事業が終われば、渋滞はほぼ緩和できると理解していいのかどうか、お願いします。

橋りょう保全対策室長

八田橋につきましては、先ほども御説明いたしましたけれども、平成30年度から2期事業ということで、2カ年で下流側の架けかえということになります。予定どおり、平成31年度末に完了いたしますと、現在は対面で通行しておりますが、その交通規制がなくなりまして、両側2車線ずつで4車線が確保できるという形になりますので、交通は今よりスムーズに流れるのかなと思います。先ほど3期事業について御説明いたしましたけれども、これは既存橋脚の撤去ということになりますので、橋梁の下での作業ということにな

ります。上の交通に関しては全く一全くと言うと語弊がありますけれども、影響はないものというふうに思っております。

岡部委員 わかりました。なるべく影響のないように、よろしくお願ひしたいと思います。

五本委員 公園の駐車場について、議案以外の質問かどうか迷ったのですけれども、公園緑地課のほうからお金をもらっているので、議案の関係でいいのだと思うのですけれども一管理費ですからね。神社の一部に市が指定している公園があると。詳細を言いますけれども、神社の境内がありますよね。例えば、境内の中に樹木が20本あって、向かって左側に遊具が1つ、2つあったと。ここに樹木が8本あって、これは市が管理する樹木であったと。年間1本につき2,000円の管理費が払われているわけですね。そういうことなので、今、この管理費の関係で質問しているわけけれども、そういうところは幾つか……。明確に言いますと、岩瀬の西宮公園以外にまだあるのですか。

公園緑地課長 委員がおっしゃっているのは、保存樹木のお話だと思いますが、1本当たり年間で2,0

〇〇円をお支払いしております。あと保険料も含めて管理費の中で組んでおりますが、市内には現在390数本がございますので、西宮公園だけではなくて、管理していただいている、保存していただいている木はかなりございます。

五本委員 これですら最後にします。樹木が成長していきますと、民家の屋根に覆いかぶさってくると。そういうときには対応はしてもらえらるわけですね。公園緑地課の管轄の樹木ですから。

公園緑地課長 基本的に、保存樹木は個人の方が持っておられる木でございます。直接市が管理している木というのはなくて、地元の方なり神社の方がもともと持っておられる木でございますが、ただ、そういう状況—今おっしゃったように家屋に支障があるとかということであれば、木の管理者ではないですが、公園管理者としてできることについては、また協議させていただきたいと思っております。

五本委員 何百万円もかかるわけですよ。大型の重機を持ってこないと処理できないということですから、地元の者はどこへ行けばいいのかということなのです。もう1つは、富山

市のほうに申請して、受理されていた方がお亡くなりになっておられるものだから、こういうことになってしまうと。そういうことを一度整理されるように要望しておきます。

委員長                   ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長                   ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第1号中建設部所管分、議案第17号、議案第53号、議案第59号、以上4件を、一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長                   討論なしと認めます。

これより、議案第1号中建設部所管分、議案第17号、議案第53号、議案第59号、以上4件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって各案件は、原案可決されました。  
以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、  
市営住宅の明渡し等の「訴えの提起の結果」  
について、  
当局から報告を求めます。

市営住宅課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

押田委員 これはさきの9月議会の議決分で、3件あったと思うのですけれども、ここには1件しか報告がありませんが、あとの2件はどうなったのか教えてください。

市営住宅課長 委員が御指摘のとおり、さきの9月定例会では本日報告いたしました案件以外に、住宅名義人2名、その連帯保証人2名の2件で、合計3件についての訴えの提起に関する議決をいただいております。本日報告しました以外の2件につきましては、10月13日に裁判所へ訴状を提出しております。それで、12

月中旬に口頭弁論が開廷される予定でありましたが、双方とも裁判所の通知を受け取られて、11月中旬と12月初旬に本人や保証人が窓口のほうに来庁されまして、滞納家賃及び賠償金を全額支払われ、今後の家賃の納付も約束されたということで、11月15日と12月11日に訴えを取り下げております。そして、2名とも現在も継続して市営住宅に入居しているという状態であります。

押田委員

家賃の滞納が完納されたという話を伺いましたが、先日2月23日金曜日の朝刊一地方紙なのですけれども、県営住宅の家賃督促という記事がありました。少し読んでみますけれども、「県営住宅での家賃を滞納したことがある人から「県の取り立てがあまりにも厳しい」との声が上がっている。県の嘱託職員に強い口調で納付を迫られたり、手書きの督促文書を送られたりして精神的ショックを受けた」というふうに書いてあります。具体的には玄関先で近所に聞こえるような大声で納付を求められた、出ていかないと処置するぞと大きな声を出されたということで、かなり取立てが厳しいようなことがあるようですけれども、富山市において、取立てというのはどうなっているのか教えてください。



市営住宅課長 今ほどの新聞記事にも載っておりましたが、公営住宅自体は税金で運営している施設でございますので、家賃の滞納は許されることではないと思っております。きちんと支払っていただかなければならないものでございます。入居者の皆さんにおきましては、滞納してやろうと思いつながら入居される方は当然おられないと思っておりますので、私自身、なぜ滞納が起こったのかという原因が一番大切ではないかなと思っております、職員にいつも伝えていることとでございます。御指摘の本市の対応につきましては、毎月の家賃を期日までに納付されなかった方に対する督促状や滞納者に対する年3回の催告状及び納付書を送付するほか、1カ月、2カ月分という少額で短期の滞納者につきましては、担当職員が電話等により滞納になった理由などを聞き取って、納付指導や納付約束をし、慢性的な滞納を防止しているところとでございます。しかしながら、納付約束をされながら、納付されずに3カ月以上滞納された方については、窓口へ出頭通知を送付したり、またそれにも応じない場合には、連帯保証人への納付請求や滞納者への指導要請を行っております。納付誓約の取りつけや生活に支障がない納付、滞納金額が増えないように分納約束等、相談に応じて折衝してい

る状況でございます。また、仕事等で平日窓口に来られない方もおられますので、年に3回休日に窓口を開設し、あわせて訪問を行っているところでございます。それでも約束を守られない方に関しては、明渡し訴訟を視野に折衝を行っております。明渡し訴訟の対象につきましては、滞納月が6カ月以上で、家賃の滞納が困難であるほど生活に困窮しているとは認められない者や、呼出しに応じない者、誓約書を提出しない者、納付誓約を履行しない者など、納付の意思が欠如していると認められる者に対して、訴訟を行っているところでございます。富山市のほうでは、なるべく短い間に納付していただくということを原則に、丁寧に電話等で対応している状況でございます。

押田委員

同じように住んでおられるので、払われる人、払われない人ということになると不公平にもなりますし、もともと税金で建てられて運営されているものなので、適切な納付の指導を進めていただきたいと思います。

別の件ですけれども、今度はテレビ報道が主だったのですが、県営住宅の減免制度の見直しを検討してくれという市民団体からの要望が、この3月の頭に出ました。家賃減免の適

用件数が県のほうは少なくなっているということなのです。富山市では減免の条件というものがしっかりあるのかどうなのかということと、何件ほど減免しているのかということをお教えください。

市営住宅課長 市営住宅の家賃につきましては、公営住宅法に基づきまして、住宅の広さ、建築年数等、入居者が毎年申告する世帯の所得に応じて決まっており、病気やその他特別な事情がある場合には家賃を減免することができるかと法に書いてあります。富山市では、富山市営住宅条例に減免、徴収猶予に関する規程を設けておりまして、世帯の収入が著しく低い場合や、疾病や災害等による多額の支出が見込まれ、家賃の納入が困難になった場合には、富山市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予に関する要領に基づきまして家賃を減免しているところでございます。減免の対象者につきましては、生活保護受給世帯、生活保護基準未満の収入世帯、疾病療養世帯、被災世帯等を対象としております。平成29年度では10世帯を減免しているところでございます。

押田委員 10世帯ということで、きちんと減免がされています。そして制度の話も聞きましたので、

少し安心しました。県にしても市にしても、公営住宅というのは社会福祉の一部だと思いますので、県営住宅のように減免なしとかということがないように、適切に運営していただきます。お願いします。

委員長           ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
次に、建設部所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設部所管分を終了いたします。  
ここで、帯刀部長が退職されますので、一言御挨拶をお願いします。

建設部長       〔挨拶〕

委員長           これで、3月定例会の当委員会に付託されました、全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、平成30年3月定例会の建設委員会を閉会いたします。

平成30年3月定例会  
建設委員会記録署名

委員長 横野 昭

署名委員 石森 正二

署名委員 押田 大祐